

工場等立地促進 奨励金制度改正

従来の【製造・研究開発・情報通信産業】に加えて

ホテル業追加！

用地取得
奨励金

用地取得費の30%

設備投資
奨励金

固定資産税相当額
(3年又は5年)

雇用
奨励金

新規雇用
1人につき20万円

まずはご連絡ください

お問い合わせ：伊勢市産業観光部商工労政課産業支援係

TEL 0596-21-5633 FAX 0596-22-9699

住所 〒516-8601 三重県伊勢市岩渕1-7-29

MAIL syoko@city.ise.mie.jp

URL <http://www.city.ise.mie.jp/6134.htm>



☆ ホテル業に対する ☆

伊勢市工場等立地促進奨励金制度

共通の要件

- 対象地域 市内全域
- 投下固定資産額
1億円以上
(中小企業 5,000万円以上)
- 建設開始から3年以内に操業
- 300㎡以上の広間がある
- 洋式の客室が100室以上ある
(旅館業法施行令第1条第1項第2号の規定を
満たすもの)

用地取得奨励金

- 市内の土地を購入(面積要件なし)
- 土地の引渡しの日から1年以内
(造成工事を要する場合は5年以内)
に建設に着手
- 売買で取得した場合に限る。
(親会社、子会社等からの取得は非該当)
- 新規常時雇用従業員数5人以上
(中小企業 3人以上)
- ◎ 補助金額
用地取得費又は本市が行う土地
鑑定評価額を比較して低い額の
30%(限度額 3億円)

設備投資奨励金

- 新規常時雇用従業員数
 - ① 市内に工場等がある事業所
5人以上(中小企業 3人以上)
 - ② 市内に工場等がない事業所
10人以上(中小企業 5人以上)
- ◎ 補助金額
対象期間に取得した土地、家屋
及び償却資産に対する固定資産
税額相当額
基準年度から3年間
(別途要件を満たせば 5年間)
(限度額 総額3億円)

雇用奨励金

- 新規常時雇用従業員数
伊勢市に住民票がある方を雇用
5人以上(中小企業 3人以上)
- 上記従業員を操業開始日から
起算して1年以上継続雇用
- 雇用保険法の被保険者として
確認できること
- ◎ 補助金額
伊勢市在住の新規常時雇用従業員
1人につき20万円
(限度額 4,000万円)

【お願い】 各種奨励金を受けるためには、奨励措置事業者指定申請が必要になります。
必ず事業の着手前にご相談ください。

注意 ①伊勢市中心市街地都市機能再生促進条例に基づく奨励金、伊勢市市街地再開発事業等
補助金交付要綱に基づく補助金を受ける場合は対象外となります。
②新規常時雇用従業員数とは、奨励措置事業所指定時点と操業開始時点を比較して、市内
事業所の総従業員数の純増数のうち新規常時雇用された人数を言う。
(雇用保険法の被保険者に限る)